

中止・延期等

◆規模縮小
▽掛魚まつり
※規模を縮小（鱈汁販売、鱈行列、奉納鱈の募集中止）し、神事のみを行います。
にかほ市観光協会 ☎43・6608

講座・イベント

■蛸満寺二十四世覚林和尚の二百回忌法要と記念誌発行
法要、講話、覚林和尚紙芝居、墓参り、甘酒のふるまい、記念誌発行の報告を行います。
▼日時／1月27日(水)・10時～
▼会場／蛸満寺本堂 ▼参加費／1,000円
■覚林顕彰会 竹内 ☎43・2684

BSオープンスポーツ吹矢

有酸素運動で誰にでも簡単にできるスポーツです。
▼日時／1月29日(金)・9時30分～12時 ▼会場／仁賀保公民館 ▼参加費／▽正会員：400円／▽クラブ会員：500円／▽一般：600円 ▼申込期限／1月26日(火)
■BSスポーツクラブにかほ ☎44・8663

公共機関から

第8期本荘由利広域介護保険事業計画(素案)の意見公募

▼意見提出・閲覧期間／1月15日(金)～2月15日(月) ▼意見提出方法／住所、氏名、意見を郵送、直接持ち込み、ファクス、Eメールで左記問い合わせ先に提出 ▼閲覧場所／本荘由利広域市町村圏組合介護保険課、由利本荘市長寿支援課、にかほ市長寿支援課、または介護保険課HP (https://www.chokaine.jp/honyuko/)
■本荘由利広域市町村圏組合介護保険課／由利本荘市尾崎17番地 ☎24・3347 / FAX 24・3359 / honyuriko@chokaine.jp

確定申告

◆入場整理券

令和2年分の確定申告の申告書作成会場は、2月3日(水)から3月15日(月)の間に開設しますが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、会場の混雑緩和のため、「入場整理券」方式とします。「入場整理券」は、会場での当日配付とLINEによる事前発

ダンス体験レッスン会

初めてでも安心の内容♪格好よく踊れるコツを教えます。
▼日時／1月31日(日)、2月28日(日)、3月21日(日)・13時30分～14時30分 ▼会場／仁賀保公民館 ▼参加費／1回500円
■ワンルート 菊地 ☎090・5544・2621

みんなで雪あてび2021

家族や仲間たちと真冬の鳥海山を遊びながらまるごと体感してみませんか。
▼日時／2月7日(日)・10時～15時 ▼会場／ポニーランド花立エリア ▼参加費／1,000円(保険料込み)
■ポニーランド花立 ☎55・2711

困りごと・相談

特設人権相談所

▼日時／2月4日(木)・10時～15時 ▼会場／象潟公民館 ▼主な相談内容／人権相談(差別、名誉、信用、住居の安全、いやがらせ、うわさ、近隣関係)、困りごと(土地、建物)の権利および登記、家族(親子、夫婦、扶養、相続)、子どもの人権(いじめ、不登校、

体罰) 平日8時30分から17時15分まで電話での相談も受け付けています。(みんなの人権110番相談ダイヤル ☎0570・003・110)

■秋田地方法務局本荘支局 ☎22・1200

生活・環境

セーフティーロードにかほ

運転者、歩行者一人ひとりが注意して、交通事故防止に努めましょう。

◆雪道の運転は要注意!

発進、加速、停止などに「急」がつく運転は大変危険です。
①早目のブレーキ操作／②ゆっくり発信／③カーブ手前では必ず減速
雪道は低速走行や渋滞等で運転時間が長くなります。予定があるときは、早目の出発を心がけ、心と時間にゆとりをもって運転しましょう。
◆早目のライト点灯・反射材等の着用
冬季は雪の影響により、見通しが悪くなります。運転者は早めにライト点灯、歩行者は反射材等でアピールして、交通事故を起こさないよう、

遭わないように気を付けましょう。

にかほ市内の交通事故発生状況 令和2年

	12月中	累計
人身事故	0件	13件
死者数	0人	1人
負傷者数	0人	18人
物損事故	34件	285件

生ごみ処理機の補助

ごみの減量化および資源化を図るとともに、生活環境を保全することを目的として、生ごみ処理機の購入に対して補助を行っています。

▼電動生ごみ処理機／補助率：購入費の1/3(上限20,000円) ▼コンポスト／補助率：購入費の1/2(上限5,000円) ▼水切りバケツ／補助率：購入費の1/2(上限2,000円)
※1家庭2基までの補助となります。
※水切りバケツとは、生ごみの密閉と水切りができる容器です。
■生活環境課 ☎32・3033

きをする、マイナンバーカードとICカードリーダーを所有していない方でもe-Taxを利用できます。
なお、e-Tax以外の提出方法として、印刷して郵送等で提出する方法があります。
■本荘税務署総務課 ☎22・2335

介護保険に係る税控除

～申告には認定書・証明書が必要です～

介護保険の要介護認定を受けている方で、一定の要件に該当する場合、証明により所得税や住民税の控除を受けられることがあります。

◆障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、要介護2以上で、認知症や障がい程度の知的・身体障がい者に準ずると認められる場合には、障害者控除を受けることができます。この場合は、控除を受けるための認定書が必要ですので窓口で交付申請をしてください。
※身体障害者手帳等をお持ちの方は、手帳等により控除を受けられますので、申請の必要はありません。

◆おむつ代の医療費控除

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、1年目は医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、ただし、2年目以降のおむつ代について医療費控除を受ける場合は、要介護認定を受けている方は一定の要件に該当すれば、申請により市が交付する「主治医意見書確認書」をもって控除を受けることができます。
※状態が変化し該当しない場合もあります。
▼申請先／長寿支援課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班
■長寿支援課 ☎32・3042

必ずチェック最低賃金! 使用者も労働者も

すべての産業および労働者に適用される「秋田県最低賃金」は、昨年10月1日から「時間額792円」に改定されました。また、特定の産業に適用される4つの「秋田県特定最低賃金」も12月25日に改定されています。
詳細は左記問い合わせ先、または最寄りの労働基準監督署まで問い合わせください。
■秋田労働局賃金室 ☎018・883・4266